

東京二十三区清掃一部事務組合 障害者活躍推進計画

令和7年4月1日

東京二十三区清掃一部事務組合

1 計画策定にあたって

1. 趣旨

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」）は、令和元年6月に改正のあった、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」）、ならびに厚生労働大臣が作成する指針に即し、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」として、「東京二十三区清掃一部事務組合障害者活躍推進計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、障害のある職員の計画的な採用による雇用率の向上や、障害の種別を問わず安心して安定的に働くことができる環境の整備に取り組んできました。

当初の計画期間が令和6年度末をもって満了することから、これまでの取組状況を踏まえた、新たな計画を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、障害者雇用促進法第7条の3第1項に定める「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」とします。

※障害者雇用促進法における障害者とは、同法第2条1項の規定に定めるところにより、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な者をいいます。

3. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4. 計画の周知・公表

計画を作成又は変更した場合は、職員に対し周知するとともに、清掃一組のホームページへの掲載等の方法により公表します。

「障害」の表記について

本計画では、法律における「障害」の表記に合わせて、原則、すべての文章で「障害者」で表記を統一しています。

2 現状の把握

1. 法定雇用率

国・地方公共団体の法定障害者雇用率は下表のとおりです。

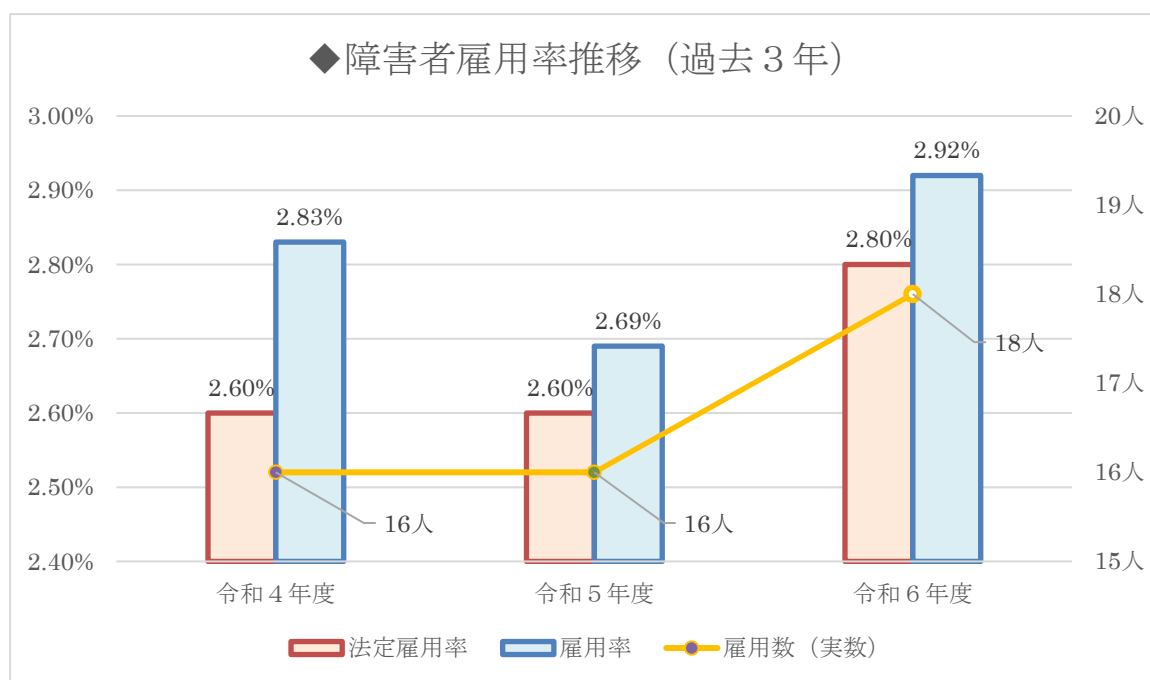
区分／年度	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
法定雇用率	2.6%	2.8% (+0.2)	3.0% (+0.2)

※法定障害者雇用率は現行の2.8%から令和8年7月に3.0%へ引き上げることが決定しています。

2. 清掃一組における障害者雇用率

地方公共団体は、障害者雇用促進法に基づき、毎年6月1日現在の障害者である職員に任免に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならないこととされています。

各年度における清掃一組の障害者雇用の状況は下表のとおりです。



3. 清掃一組における障害者の雇用状況（令和6年6月1日時点）

区分	人数	内訳	
常勤職員	16名	身体	9名
		精神	7名
再任用	2名	身体	1名
		精神	1名
合計	18名	身体10名 精神8名	

4. 障害のある職員の職場定着の状況

障害者を対象とした採用選考における採用者の採用1年後の定着率及び令和6年6月1日時点で在職している障害を有する職員の平均勤続年数は下表のとおりです。

採用1年後の定着率（過去5年間）	平均勤続年数
100%	19.2年

3. 取組内容

障害がある職員が意欲や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりを目指し、以下の取組を行います。

1. 推進体制の整備

- ① 障害者雇用推進者として職員課長を選任します。
- ② 障害者職業生活相談員として人事係長、労務・安全衛生係長を選任します。
相談員は障害者理解を深め、適切に支援するため、障害者職業生活相談員資格認定講習等を受講することとします。
- ③ 障害者職業生活相談員等の内部の相談先のほか、国等の機関における相談窓口等についても、職員に周知し活用を促進します。
- ④ 障害理解の促進を図るため、研修等を実施します。

2. 職務の選定・マッチング

- ① 所属の管理・監督者による面談やアンケート調査等を通じて、障害者一人ひとりの障害特性や能力、希望等を把握し、人事異動にあたっては、業務との適切なマッチングを推進します。

3. 職場環境の整備・人事管理

- ① 障害の特性に配慮し、施設や就労支援機器等の整備を推進します。
- ② 職員の募集・採用に当たっては以下の取扱いを行います。
 - ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定しません。
 - イ 自力で通勤できることといった条件を設定しません。
 - ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しません。
 - エ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」と

いった条件を設定しません。

オ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施しません。

カ 体調に配慮しながら、安定的に働き続けられるよう、障害特性や個々の状況に応じた多様で柔軟な働き方を推進します。

4. 優先調達等

- ① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。